

平成19年7月25日

教授会制定

(趣旨等)

第1条 この規程は、日本体育大学における動物実験等を適正に行うため、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)、使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。)及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)の3R(Replacement、Reduction、Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養もしくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む。)を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。

- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者(部局長、センター長、動物実験施設長)をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者(専任教員)をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認すること。

(意見の聴取)

第4条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行うにあたっては、研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くものとする。

(動物実験計画の立案・審査・承認)

第5条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書(様式1)及び動物実験計画(変更・追加)承認申請書(様式2)を部局の長を経由して学長に申請する。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付託し、その結果を審査結果通知書(様式3)により、部局の長を経由して、当該動物実験責任者に通知する。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験操作)

第6条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、本規程の定めるところにより、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守すること。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
- ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ② 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
 - ③ 適切な術後管理
 - ④ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、動物実験結果報告書(様式4)により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について部局の長を経由して学長に報告しなければならない。なお、動物実験を中止した場合、動物実験(終了・中止)報告書(様式5)により部局の長を経由して学長に報告しなければならない。

(飼養保管施設を設置)

第7条 飼養保管施設を設置(変更を含む。)する場合、管理者が飼養保管施設設置承認申請

書(様式6)を部局の長を経由して、学長に申請し、承認を得るものとする。その際、以下の要件を満たすこととする。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者がおかれていること。

(実験室の設置)

第8条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む。)する場合、管理者が実験室設置承認申請書(様式7)を部局の長を経由して、学長に申請し、承認を得るものとする。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定すること。
- 3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48時間以内の一時的保管を含む。)を行うことができない。

(実験室の要件)

第9条 実験室は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(維持管理及び改善)

第10条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

(施設等の廃止)

第11条 施設等を廃止する場合は、管理者が施設等(飼養保管施設・動物実験室)廃止届(様式8)を部局の長を経由して、学長に届け出ること。

- 2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養

保管施設に譲り渡すよう努めること。

(マニュアルの作成)

第12条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知すること。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第13条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(実験動物の導入)

第14条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うこと。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じること。

(給餌・給水)

第15条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うこと。

(健康管理)

第16条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこと。

(異種又は複数動物の飼育)

第17条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

(記録の保存及び報告)

第18条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存すること。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告すること。

(譲渡の際の情報提供)

第19条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病

等に関する情報を提供すること。

(輸送)

第20条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること。

(危害防止)

第21条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。

- 2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じること。
- 4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。
- 5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第22条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図ること。

- 2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めること。

(教育訓練の実施)

第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けること。

- ① 関連法令、指針等、本学の定める規程等
 - ② 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - ③ 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - ④ 安全確保、安全管理に関する事項
 - ⑤ その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

(自己点検・評価)

第24条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせること。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に

報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めること。
(情報公開)

第25条 本学における、動物実験等に関する情報(動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等)を毎年1回程度公表する。

(準用)

第26条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めること。

(適用除外)

第27条 畜産に関する飼養管理の教育もしくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。)の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規程を適用しない。

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第29条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年7月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式1

部 局 長 印		所属校 氏名印	
------------	--	------------	--

日本体育大学動物実験計画書

日本体育大学学長 殿

☐ 新規 ☐ 変更 年度変更

提出年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

研究課題	
------	--

研究目的				
動物実験 責任者名 (選択項目を■)	フリガナ	部局名	職名	動物実験の 経 験 等
	氏 名 e-mail	連絡先TEL:		教育訓練受 達□有□無
動物実験 実施者名 (括弧内にフリ ガナ。選択項目 を■)	()	連絡先TEL:		教育訓練受 達□有□無
	姓	連絡先TEL:		教育訓練受 達□有□無
	()	連絡先TEL:		教育訓練受 達□有□無
	姓	連絡先TEL:		教育訓練受 達□有□無
	()	連絡先TEL:		教育訓練受 達□有□無
	姓	連絡先TEL:		教育訓練受 達□有□無
	()	連絡先TEL:		教育訓練受 達□有□無

実験実施期間	承認後～20()年 3月				中止・終了等	20()年 月 日	
飼養管理施設 及び実験室	飼養管理施設				実験室		
使用動物	動物種	年 齢	性 別	匹数	微生物学的品質	入手元(導入機関名)	備考

研究計画と方法	実験方法(動物に加える処置、使用動物種の数等を具体的に記入し、「想定される苦痛のスケジューラ」や「動物の苦痛軽減・軽減方法」等と整合性をとらせる。)			
特殊実験区分 (該当項目をすべて■)	☐ 1. 感染実験 安全区分: ☐ BSL ☐ BSL2 ☐ BSL3 ☐ 2. 遺伝子組換え動物使用実験 区分: ☐ PMA ☐ P2A ☐ P3A ☐ 3. 放射性同位元素・放射線使用実験 ☐ 4. 化学処置・重金属実験			
動物実験の種類 (選択項目を■)	☐ 1. 試験・研究 ☐ 2. 教育・訓練 ☐ 3. その他	動物実験を必要とする理由 (選択項目を■)	☐ 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。 ☐ 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。 ☐ 3. その他	
想定される苦痛のスケジューラ (選択項目を■)	☐ a. 害種動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。 ☐ b. 害種動物を用い、動物に対して軽度のストレス又は痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 ☐ c. 害種動物を用い、回避できない重度のストレス又は痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 ☐ d. 無麻酔下の害種動物に、耐えうる限度に近いか又はそれ以上の痛みを与えると思われる実験。			
動物の苦痛軽減・軽減の方法 (該当項目をすべて■)	☐ 1. 同種同種の保定・拘束及び注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 ☐ 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。 ☐ 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 ☐ 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 ☐ 5. その他(具体的に記入:)			
安楽死の方法 (該当項目をすべて■)	☐ 1. 麻酔薬の使用(具体的に薬名及びその投与量・経路を記入:) ☐ 2. 絞扼ガス ☐ 3. 中脳被蓋(具体的に記入:) ☐ 4. 安楽死させない(その理由を記入:)			
動物死体処理方法 (選択項目を■)	☐ 1. 大学内で焼埋 ☐ 2. 外部業者に依頼 ☐ 3. その他(具体的に記入:)			
その他必要又は参考事項	(過去の動物実験計画承認実績、学内の関連委員会への申請状況、関係者等施設・実験室の承認状況などを記入する。)			

様式2

課 長 印		所長 氏名印		
-------------	--	-----------	--	---

年 月 日

日本教育大学長 殿

動物実験計画(変更・追加)承認申請書

動物実験担当者名

所 属：

職 名：

氏 名： 印

申請番号_____の動物実験計画を下記のとおり、変更・追加したいので承認願います。

記

1 変更・追加事項

(※実験内容及び責任者の変更は、「計画書」を別紙に提出すること。)

1) 動物実験実施者の変更・追加

2) 実験動物種及び使用数等の変更・追加

3) 実験施設等の変更

4) その他

2 変更・追加等の理由

様式3

平成 年 月 日

審査結果通知書

交付番号 第 号

研究責任者
氏

日本体育大学校

研究課題名：

あなたの申請された上記の研究課題について審議した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 承認 承認番号 第 号

2 条件付承認：条件

3 変更の報告

4 不承認

以上

様式A

部 局 長 印		所長 氏名印		
------------	--	-----------	--	---

平成 年 月 日

日本教育大学長 殿

動物実験責任者

所 属

氏 名

動物実験結果報告書

日本教育大学動物実験規程第6条に基づき、下記のとおり報告します。

1 承認番号	
2 研究課題名	
3 実験の結果 (該当項目にマークし、 その概要を簡潔に記述)	☐ 計画どおり実験 ☐ 一部変更して実験(※) ☐ 中止 結果の概要
4 成果(予定を含む) (得られた実験、例：論文、報告、図書、工業所有権などについて、著者名、論文題名、題署名、巻・号、発行年、頁、出版社などを記述、必要に応じて図表に記述)	
5 特記事項	

※変更箇所が欄外されていること

様式3

課 長 印		所長 氏名印		印
-------------	--	-----------	--	---

年 月 日

日本教育大学長 殿

動物実験(終了・中止)報告書

動物実験担当者名

所属：

職名：

氏名： 印

申請番号 _____ の動物実験計画を下記のとおり、終了・中止しましたので
報告致します。

記

1 実験(終了・中止)年月日 平成 年 月 日

2 実験動物の処分年月日 平成 年 月 日

3 備考

様式3

部 局 印		所長 氏名印	
-------------	--	-----------	--

飼養保管施設設置承認申請書

山本教育大学長 殿

山本教育大学動物実験型施設7条の規定に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日

1. 飼養保管施設 (施設)の名称	
2. 施設の管理体制	(管理者) 所属 職名 氏名 連絡先
	(実験動物管理者) 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格： 経験年数：
	(飼養者) (人が多い場合、別資料として添付) 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格： 経験年数：
3. 施設の概要	①建物の構造： (例：鉄筋コンクリート造) ②空調設備： (例：温湿成調器、換気回数等) ③飼養保管する実験動物種： ④飼養保管設備(飼育ケージ等) 規格： 最大収容数： ⑤遮光防止策(ケージの編組、面罩の有無、窓や排水口の封鎖など) ⑥衛生設備(洗浄・消毒・換気等の設備) 名称： 規格： ⑦臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策

様式7

実験室設置承認申請書

日本体育大学学長 殿

原 則 長 印		所属長 氏名印	
------------	--	------------	--

日本体育大学動物実験型施設8条の規定に基づき、下記の実験室設置の申請について申請します。

申請年月日 年 月 日 受理年月日 年 月 日

1 実験室の名称	
2 実験室の管理体制	実験室管理者 所属 職名 氏名 連絡先
3 実験室の概要	1)実験室の面積：(m) 2)実験に使用する実験動物種： 3)実験設備(特殊設備の有無等) 4)通風装置(前室の有無、窓や排水口の封鎖など) 5)臭気、騒音、放射線等による周辺への悪影響防止策
4 特記事項(例：化学的取壊築造や前室等を取り壊す場合等の設備構造の有無等)	
5 委員会記入欄	調査月日： 年 月 日 調査結果： ☐ 申請された実験室は規程に適合する。 (条件等 ☐ 改善後、使用開始すること。) ☐ 申請された実験室は規程に適合しない。 意見等
6 学長承認欄	承認： 年 月 日 本申請を承認します。 日本体育大学長

添付資料

- ① 実験室の位置を示す地図
② 実験室の平面図

様式8

部 局 長 印		所長 氏名印		印
------------	--	-----------	--	---

年 月 日

日本教育大学学長 殿

施設等(飼養管理施設・動物実験室)廃止届

日本教育大学動物実験施設利用の規定に基づき、下記のとおり届いたします。

1 廃止する飼養管理施設(施設)又は実験室の名称	
	設置承認番号()
2 管理者	氏名 職 名 連絡先
3 廃止年月日	年 月 日
4 廃止後の利用予定	
5 廃止時に残存した飼養管理動物の措置 (施設の場合のみ記載)	残存飼養管理動物の有無 ☐ 有 ☐ 無 有の場合の措置
6 特記事項	
7 委員会記入欄	

様式1

様式2

様式3

様式4

様式5

様式6

様式7

様式8